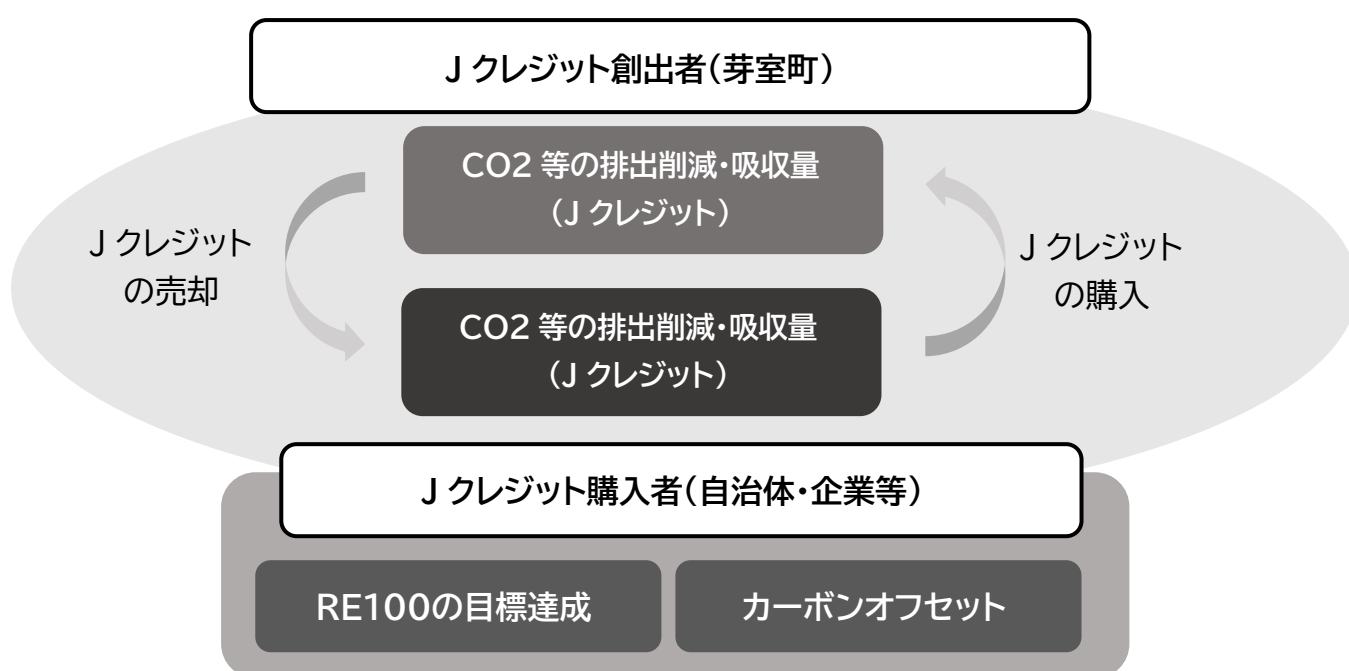


Jクレジット事業の実施について

Jクレジット制度とは

Jクレジット制度とは、省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用によるCO₂等の排出量削減や、適切な森林管理によるCO₂等の吸収量を「クレジット」として国が認証する制度です。

認証されたクレジットは購入することができ、カーボンオフセットなど、さまざまな用途に活用することができます。また、クレジット購入代金は、クレジット創出者に還元され、さらなるCO₂等の排出削減・吸収の取組や地域活性等に活用することができます。



Jクレジットの参加から実施までの流れ

プロジェクトに登録する

どのようなCO₂排出量削減・吸収事業を実施するかを記載した「プロジェクト計画書」を作成し、国に登録申請を行う。

モニタリング(燃料資料量等の計測)を実施する

プロジェクト計画に基づき、実際のCO₂排出削減・吸収量を算定するためのモニタリング(削減量等の計測)を行う。

モニタリング報告書を作成し、クレジットの認証を受ける

モニタリングの実施結果に基づき排出量削減・吸収量を算定の上、「モニタリング報告書」を作成し、クレジットの認証申請を行います。

認証されたクレジットを活用する

認証された排出量削減・吸収量のクレジットの販売等を行うなど、活用します。

芽室町が行う J クレジット事業

芽室町には、国有林・町有林・私有林のそれぞれが吸収する CO2 吸収量のポテンシャルがあります。

今回行う J クレジット事業は、『J クレジットの参加から実施までの流れ』のとおり、これらの森林の中から、町が関与できる森林の CO2 吸収量を活用し、J クレジット事業を行うものです。

J クレジット事業の実施に当たっては、係る事業を事業者へ委託することとし、具体的な手法としては、次の内容を条件とする考えです。

- 1 J クレジットの対象とする森林は、芽室町森林整備計画に基づき現行と同様の維持管理を行う。
- 2 次の内容については、委託する事業者が担う。
 - (1) プロジェクト計画の作成・登録申請
 - (2) モニタリング調査の実施・報告書の作成
 - (3) 購入先の募集・販売等
- 3 調査費用・登録費用等については、売却益から相殺することとし、経費等を差し引いた利益を町などへ支払う(維持管理等において負担する費用は生じない)。

これらの条件について対応が可能な事業者を選定する考えです。

Jクレジットの対象となる森林

現期間の森林経営計画の対象となる森林であり、次の(1)から(4)までの条件を満たしていればJクレジットの対象とすることができます。

- (1) 現期間の森林経営計画内で施業(植栽・保育・間伐)した育成林、今後施業する予定の範囲
- (2) 過去の森林経営計画で施業した範囲
- (3) 森林計画制度前(1990年以降)の施業範囲(別途、施業履歴が必要)
- (4) 現期間の森林経営計画で保護した天然林(制限林に限る)

Jクレジットの対象となる期間

売却益が発生してから8年間

※8年を1サイクルとした事業

芽室町地球温暖化防止実行計画(区域施策編)との関連

芽室町が令和6年5月に策定した『芽室町地球温暖化防止実行計画(区域施策編)』は、2050年ゼロカーボンへ向けて、2030年度までの中期目標として温室効果ガス排出量2013年度比48%削減を掲げ、様々な事業等の推進によってこの目標を達成する計画としています。

その中で、将来ビジョンを達成するための具体的な取組の1つとして『自然と調和した取組の推進と二酸化炭素吸収の取組促進』を掲げ、その取組事項として、『CO₂ 吸収量に大きく貢献する森林の適切な整備・維持管理を行い、それらの吸収量を活用してカーボンオフセットを必要とする他自治体との取組を図るなど、連携した取組を進める』ことを明記しています。

今回のJクレジット事業については、この芽室町地球温暖化防止実行計画(区域施策編)に基づいた事業として取り組むものであり、事業によって得られた成果をゼロカーボン施策に活用し、持続可能な社会の実現につなげてまいります。